

一、はじめに

鎌倉時代の仏教者、日蓮（一二二二～一二八二）は、法然・親鸞ら当時の新進気鋭の仏教者たちがそうであったように、民衆の暮らしの中に仏教を根付かせた人物のひとりである。鎌倉仏教の特色とされる庶民的性格^①は、日蓮の布教の姿勢にも如実に現れている。講会や法門談義での言説布教、著述や書簡など文書による文字布教を通じて、あるいは弟子を介しての間接的教化によって、日蓮は、多くの檀越や信者を獲得していったと想像される^②。重要なことは、出家者がこれら在家者と接触を密にすると、自ずとその家族とも宗教的絆・信頼関係を築くこととなったり、あるいは逆に家庭内・肉親内での宗教的葛藤・対立関係などに直面したりと、何らかの連関をもつことになるという点である。事実、日蓮の遺した文書（以下「遺文」という）を紐解くとき、法門説示の前後に、あるいは行間に、門弟^③とその家族に対する日蓮の態度が垣間見られるのである。

研究では「日蓮の家族観」と題し、在家者に対して、日蓮がいかなる家族像・家庭像を抱いていたかを考究するわけであるが、問題は、日蓮が抱いていた理想の家庭像について論ずる際に、ほかにも様々な角度からの検討が要求されることである。特にそれは、日蓮の道德観・孝養観・報恩観^④・倫理観とも密接に関わる問題でもあり、またその際、必然的に論点が宗教的道德観や倫理観に波及するので、仏教以外の宗教すなわち儒教思想等を日蓮がいかに受容したかについても看過できない。これらの諸問題に関しては、従来より多くの研究者によって考察されてきたが^⑤、日蓮の道德観・倫理観の全体像については機会を改めて検討したい。

研究では、まず家族の構成員の相关性に着目して、日蓮遺文中の家族に関する説示を整理することから始めた。すると、遺文中には、夫婦・親子（父子・母子を含む）・父母・兄弟・孫などについて言及した説示が数多く認められる^⑥。このうち遺文中に「譬喩」^⑦をもって家族の相关性を表現した事例を見るときに、中でも最も多いのは夫婦の相关性に関する説示である。

そこで、本考察では、日蓮の家族観を考察するにあたって、特に夫婦に関する説示を中心に、日蓮遺文中の譬喩的表現を比較・検討する。

二、日蓮遺文中にみえる夫婦の説示

日蓮遺文を検討する際に注意すべき点は、『立正安国論』『観心本尊抄』『法華取要抄』などの重要教義書とされる数篇の遺文を除いて、多くは門弟（弟子・檀越）に与えられた随機・随縁の書簡類であるという点である。同一人物に充てられた書状でも、述作時期、あるいは自身（日蓮）や対告（門弟）の置かれている状況に応じて、臨機応変な説示がなされている場合もある。そうした書簡類の中で、一ヶ所あるいは僅か数篇の文書においてのみ言及されている事柄について、それが日蓮の思想哲学のすべてであると解釈することは非常に危険であることは言うまでもない。当然、文字では遺されなかった重要教義が、口頭でのみ表顕されたこともあったかもしれない。しかし、一方で、遺文中に多数の類似表現が確認できる事項が多く存在するのも事実である。この場合は、それら多数の事例を詳細に比較・検討することで、日蓮の思想・教義の一端を明確にする資助となることもある。

日蓮の夫婦観については、すでに先学の多くの研究がある^⑧。本稿の考察は、これら先学の功績に負うところが多い。しかしながら、これまでの先行論文においては、夫婦に関する日蓮遺文中の譬喩表現全体に着目した論攷は少ない。そこで、本稿では、これら譬喩表現にみる日蓮の夫婦観の考察を

通じて、従来の学説の補足を試みる。また、近年では、石川教張・間宮啓壬・三輪是法らによって、夫婦に関する日蓮遺文中の譬喩表現には、夫に対する妻の従属関係を示す譬喩と、夫婦の協力関係を示す譬喩とがあることがすでに指摘されているわけであるが、本稿では、そこに、より仏教的な観点に立った差別と平等の思想があることを論究してゆく。

いま、具体的に日蓮遺文中の夫婦観に関係する説示を列挙すると、次の一二件が挙げられる。なお、本稿引用遺文は、日蓮自筆文書のうち真筆が完存またはほぼ完全に現存している真蹟現存遺文、真蹟がかつて実在したことが確認されているもののその後焼失または損失し現在は写本遺文等によって復元されている真蹟曾存遺文、真蹟の一部が確認されるのみで全体像が後世の写本遺文等によってのみ復元されている真蹟断片現存遺文に限定した。論文の性格上、教説意図の明確ではない真蹟現存図録、写本遺文等によっても全体像が復元できず更に前後の文章が欠損しているため全体の文意が明白ではない真蹟断片現存遺文、その他、経論釈疏等抄出の要文類・書入本および直筆写本類は、考察の対象外とした。なお、典拠として示した『定遺』は、立正大学日蓮教学研究所編『昭和定本日蓮聖人遺文』(身延山久遠寺、二〇〇〇年)の略称である。

(1)『薬王品得意抄』(『定遺』三四一頁)【文永二(一二六五)年・真蹟断片現存】

三從_ト申_スハ三シタガフト云也。一_ニハ幼_{ニシテ}ハ從_{ニヒト}父母_一、嫁_{シテ}ハ從_{ニヒト}夫_一、老_{イデ}ハ從_{ニヒト}子_一。

(2)『女人某御返事(乙御前母御返事)』(『定遺』六一〇頁)

【文永九(一二七二)年・真蹟断片現存】

女人の御身として、をやこ(親子)のわかれにみ(身)をすて、かたちをかうる人すくなし。をとこ(夫)のわかれはひゞ(日々)よるよる(夜々)つきつき(月々)としとし(年々)かさなれば、いよいよこい(恋)しさまさり、をさなき人もはすなれば、たれをたのみてか人ならざらんと、かたがたさこそをはすらるれば、わがみも(後欠)

(3)『四条金吾殿女房御返事』(『定遺』八五八頁)

【文永一二(一二七五)年・真蹟断片現存】

さゑもんどの(左衛門殿)は俗のなかには日本にかたをならぶべき物もなき法花経の信者なり。これにあひつれ(連)させ給_ヒぬるは日本第一の女人なり。法花経の御ためには竜女とこそ仏はをばしめされ候らめ。女と申す文字をばかゝるとよみ候。藤の松にかゝり、女の男にかゝるも、今は左衛門殿を師とせさせ給_ヒて、法華経へみちびかれさせ給候へ。

(4)『兄弟鈔』(『定遺』九三二〜九三三頁)【文永一〇(一二七三)年・真蹟現存】

二人の御前達は此人々の檀那ぞかし。女人となる事は物に随て物を随_ヘる身也。夫たのしく(榮)ば妻もさかふ(榮)べし。夫盗人ならば妻も盗人なるべし。是れ偏に今生計_リの事にはあらず。世生生に影と身と、華と果と、根と葉との如くにておはするぞかし。木にすむ虫は木を食(食)む、水にある魚は水をくらう。芝かる(枯)れば蘭なく、松さか(榮)うれば柏よろこぶ。草木すら如_シ是_レ。比翼と申_ス鳥は身に一_ニにて頭二_ニあり、二_ニの口より入る物一身を養ふ。ひほく(比目)と申す魚は一目づつある故に一生が間はな(離)るる事なし。夫と妻とは如_シ是_レ。此法門のゆへには設ひ夫に害せらるるとも悔ゆることなかれ。一同して夫の心をいさめ(諫)ば、龍女が跡をつぎ、末代悪世の女人の成仏の手本と成_リ給_フべし。

(5)『さじき女房御返事』(『定遺』九九七頁)【建治元(一二七五)年・真蹟断片現存】

女人は水のごとし、うつは(器)物にしたがう。女人は矢のごとし、弓につがはさる。女人はふね(舟)のごとし、かぢ(楫)のまかするによるべし。しかるに女人は、をとこ(夫)ぬす(盗)人なれば女人ぬす人となる。をとこ(夫)王なれば女人きさき(后)となる。をとこ(夫)善人

なれば女人仏になる。今生のみならず、後生もとこ(夫)によるなり。しかるに兵衛のさゝも
んどの(左衛門殿)は法華経の行者なり。たとひいかなる事ありとも、をとこ(夫)のめ(妻)
なれば、法華経の女人とこそ仏はしろしめされて候らん(以下略)

(6)『妙一尼御前御消息』(『定遺』一〇〇二頁)【建治元(一二七五)年・真蹟現存】

彼の雪山童子の半偈のために身をすて、薬王菩薩の臂をやき給^ヒは、彼^ハ聖人なり、火に水を入^ル
がごとし。此^ハ凡夫なり、紙を火に入^ルがごとし。此をもんて案^{スル}に、聖霊は此^ノ功德あり。大月輪
の中か、大日輪の中か、天鏡をもんて妻子の身を浮て、十二時に御らんあるらん。設^ヒ妻子は凡夫
なれば此をみずきかず。譬へば耳しゐたる者の雷の声をきかず。目つづれたる者の日輪を見ざる
がごとし。

(7)『国府尼御前御書』(『定遺』一〇六四頁)【建治元(一二七五)年・真蹟現存】

又いつしかこれまでさしも大事なるわが夫を御つかい(使)にてつかわされて候。ゆめか、まぼ
ろしか、尼^ゴぜんの御すがたをばみまいらせ候はねども、心をばこれにとこそをばへ候へ。

(8)『妙心尼御前御返事』(『定遺』一一〇四頁)【建治元(一二七五)年・真蹟曾存】

さる(猿)は木をたのむ。魚は水をたのむ。女人はおとこをたのむ。わかれのをしきゆへにかみを
そり、そでをすみにそめぬ。いかでか十方の仏もあはれませ給はざるべき、法華経もすてさせ給^ハ
べきと、たのませ給^ハ、たのませ給^ハ。

(9)『富木尼御前御書』(『定遺』一一四七頁)【建治二(一二七六)年・真蹟現存】

や(箭)のはしる事は弓のちから、くも(雲)のゆくことはりう(龍)のちから、をとこ(夫)
のしわざは女^メのちからなり。いまときどの(富木殿)のこれへ御わたりある事、尼^ゴぜん(御前)
の御力なり。けぶり(煙)をみれば火をみる、あめ(雨)をみればりう(龍)をみる。をとこ(夫)
をみれば女^メをみる。

(10)『松野殿御返事』(『定遺』一四四二頁)【建治四(一二七八)年・真蹟断片現存】

眼の如く面^{カホ}をならべし夫妻

(11)『日女御前御返事』(『定遺』一五一四頁)【弘安元(一二七八)年・真蹟現存】

妙莊嚴王品と申^スは、殊に女人^ノ御ために用^ル事也。妻が夫をすゝめたる品也。末代に及^ヒても女房
の男をすゝめんは、名こそかわりたりとも功德は但淨徳夫人のごとし。いはうや此は女房も男も
共に御信用あり、鳥の二の羽^{ハネ}そなはり、車の二の輪^{ハネ}かかれり。何事か成ぜざるべき。天あり地あ
り、日あり月あり、日てり雨ふる、功德の草木花さき莫^ナなるべし。

(12)『上野殿御返事』(『定遺』一六二二頁)【弘安二(一二七九)年・真蹟断片現存】

夫^レ海辺には木を財とし、山中には鹽を財とす。早魃には水をたからとし。闇中には灯を財とす。
女人はをとこ(夫)を財とし、をとこ(夫)は女人をいのちとす。

(13)『千日尼御返事』(『定遺』一七六二頁)【弘安三(一二八〇)年・真蹟現存】

をとこ(夫)ははしら(柱)のごとし、女はなかわ(桁)のごとし。をとこ(夫)は足のごとし、
女人は身のごとし。をとこ(夫)は羽のごとし、女はみ(身)のごとし。羽とみ(身)とべちべ
ち(別々)になりなば、なにをもんてかと(飛)ぶべき。はしら(柱)たう(倒)れなば、なか
は地に墮^チなん。いへ(家)にをとこ(夫)なければ人のたましゐ(神)なきがごとし。くうじ(公
事)をばたれ(誰)にかいゐあわせん。よき物をばたれ(誰)にかやしなうべき。

三、譬喩表現にみる日蓮の夫婦観

いま日蓮遺文における夫婦に関する説示を列举したが、このうち、(1)は、儒教における三従の思

想（女性の従うべき三つの道徳）について、女性は夫婦の間では夫に従属すべきことに触れたものであるが、これは鎌倉時代の当時の世俗の一般的夫婦観を代弁したものにすぎない。事実、ついて本書では、法華経においては、儒教の三従、仏教の五障といった女性の障礙は超克される旨を述べている。ただし、儒教的な夫婦観、儒教的・仏教的な女性観については説示が見られるものの、仏教的視座に立った夫婦の関係については述べられていない。

（2）は、前後がそれぞれ『断簡三一二』・断簡『一〇八』に接続することが明らかとなった遺文である。内容は、鎌倉在住の女性信徒日妙尼^⑧の夫との死別の悲しみを慰めたもので、引文では真の夫婦の愛情は死後も薄れないことを述べている。夫婦の絆の強さについて述べてはいるものの、夫婦間の具体的関係についてまで言及したものではない。

また、（6）は、鎌倉在住の女性信徒妙一尼^⑨の亡き夫が、生前の法華経受持の功德によって、昼夜に妻子を見守っていることを説いたもので、やはり夫婦間の具体的関係について述べたものではない。（7）は、佐渡国府在住の檀越国府入道^⑩の妻が夫を使いとして、当時甲斐国身延にいた日蓮に単衣を届けたことに対する返書で、夫の姿を見れば妻の姿も思い浮かぶ旨を述べたもので、（9）にも共通の表現がみえる。ただし、（7）には、（9）にみえるような夫婦の間柄を具体的に示した表現はみえない。

以上の（1）（2）（6）（7）以外の遺文には、いずれも譬喩表現によって、具体的に夫婦の間柄を譬説した部分が認められる。そこで、次にこれらの説示に着目し、譬喩表現にみる日蓮の夫婦観について検討したい。

まず（3）では、藤を妻に、松を夫（四条頼基）に例比し、藤が松に巻き付いて繁茂するように、法華経の信者である夫に妻も導かれて、厄が払われ現世安穩となる旨を述べている。

（4）は、父との間に宗教的葛藤があった池上宗仲・宗長兄弟の、それぞれの夫婦の在り方について言及したもので、夫婦は、生々世々に付きつ離れずの間柄にあることを、影と身、華と果、根と葉、木と虫、水と魚、芝と蘭、松と柏の關係に比定している。更に、兄弟夫婦異体同心の信仰を貫くよう、雌雄一体の空想上の動物である比翼・比目^⑪の例を引いて論じたものである。女人とは、「物に随い、物を随える身」であるとの記述が見えるところから、ここでは、妻は夫の従属關係にはない。

（5）では、妻が夫に従うという従属關係にあることを、水と器、矢と弓、船と舵に比定し（前者が妻、後者が夫）、妻の現当二世も夫次第であることを説く。（3）に類似した表現といえる。

（8）は、猿と木、魚と水をそれぞれ妻と夫になぞらえ、妙心尼^⑫が病の夫との別れを惜しんで出家したことについて、日蓮が夫婦同心の譬喩をもって説明したもの。なお（2）は後半が欠損しているが、（8）と共通する見解が示されていたものと推察できる。

（9）は、矢と弓、雲と龍をもつて、夫婦の絆の強さを譬説したもの。日蓮は、煙には火を、雨には龍の姿を想像できるように、離れていても常に寄り添う夫婦の姿が見えると述べる。それぞれに役割分担がありながらも、一体不離の關係にある夫婦の姿を描写したものと推察される。

（10）は、具体的な檀越の夫婦像について言及したものではなく、一般的に夫婦というものは、両眼のように不離の間柄にあるという説示である。

（11）は、信仰面では、鳥の両翼、車の両輪のように、夫婦一体で仏道を成就すべき旨が説かれている。なお、妻が夫を導く例として妙莊嚴王の故事を引く点では、（3）（5）とは対照的な表現でもある。

（12）では、海辺の木、山中の塩、早魃時の水、暗闇の灯火を例示して、妻も夫も互いに互いを必要としている様を譬説する。夫婦の相互扶助の關係を示したものと推察される。

(13) では、夫婦に役割分担があることを、柱と桁(梁)、足と身、羽と身に比定する(前者が夫、後者が妻)。更に、公事すなわち公務・公職は夫の役目、料理を作るなどの家事は妻の役目であるとし、これは、互いの役割を分に応じて担うことが夫婦円満の秘訣であるとみなした表現と推察される。

以上の考察から、日蓮遺文にみる夫婦に関する譬説を整理してみると、従来指摘されているように、まず、夫婦には従属関係と協力関係の二面性があることが明らかである。従属関係であることを明確に説示するのは(5)であるが、他にも(3)(8)の例も近似した表現となっている。協力関係には、また二つの側面があり、ひとつは夫婦の生活面での役割分担を明確にするもので、例えば(13)がその例である。いまひとつは、夫婦の相互扶助の関係を示すもので、(12)が例として挙げられる。

また、従属関係・協力関係という枠を越えて、夫婦を全く同一の価値によって捉える表現が見いだせる。(4)(11)がそれで、日蓮教学においては、むしろこの表現は非常に重要である。これらは、いずれも法華経を信仰するという信仰面において言及されていることも注目すべきである。つまり、夫婦は生業面では役割分担や相互扶助が必要であるが、信仰面においては分け隔てがない、という解釈なのである。この立場が、日蓮の女人成仏論を形成していることは周知の通りである。

そこで、いま遺文中の夫婦関係の表記を一体不離・相互扶助・役割分担という同心円状の図によって図式化すると、別図のようになる。中心から遠ざかるほど生業分化という差別の相に、中心へ向かうほど悉有仏性という平等の理に移る。仏教思想では、一般に「差別」「分別」の対局にあるものとして、「平等」「無分別」を説くが、日蓮は、男女の差別を完全に否定したのではなく、生業面・家庭面・社会面での男女に差と別とがあることを認めた上で、精神面・信仰面における男女の平等を主張するのである。つまり、男女には相違という差別があることを前提として、完全に平等である部分として仏性を説くのである。すなわち「差別の上の平等」である。仏性は、男女のみならず、一切の有情非情に差別なく、根元的・絶対的に普遍であると解釈するのである。

これを現実に合わせて鑑みると、実際には性差以上に個人差が異性に勝る場合がある。それは先天的な要因による場合もあるし、本人の努力や感性によつて性差を超越する場合もある。

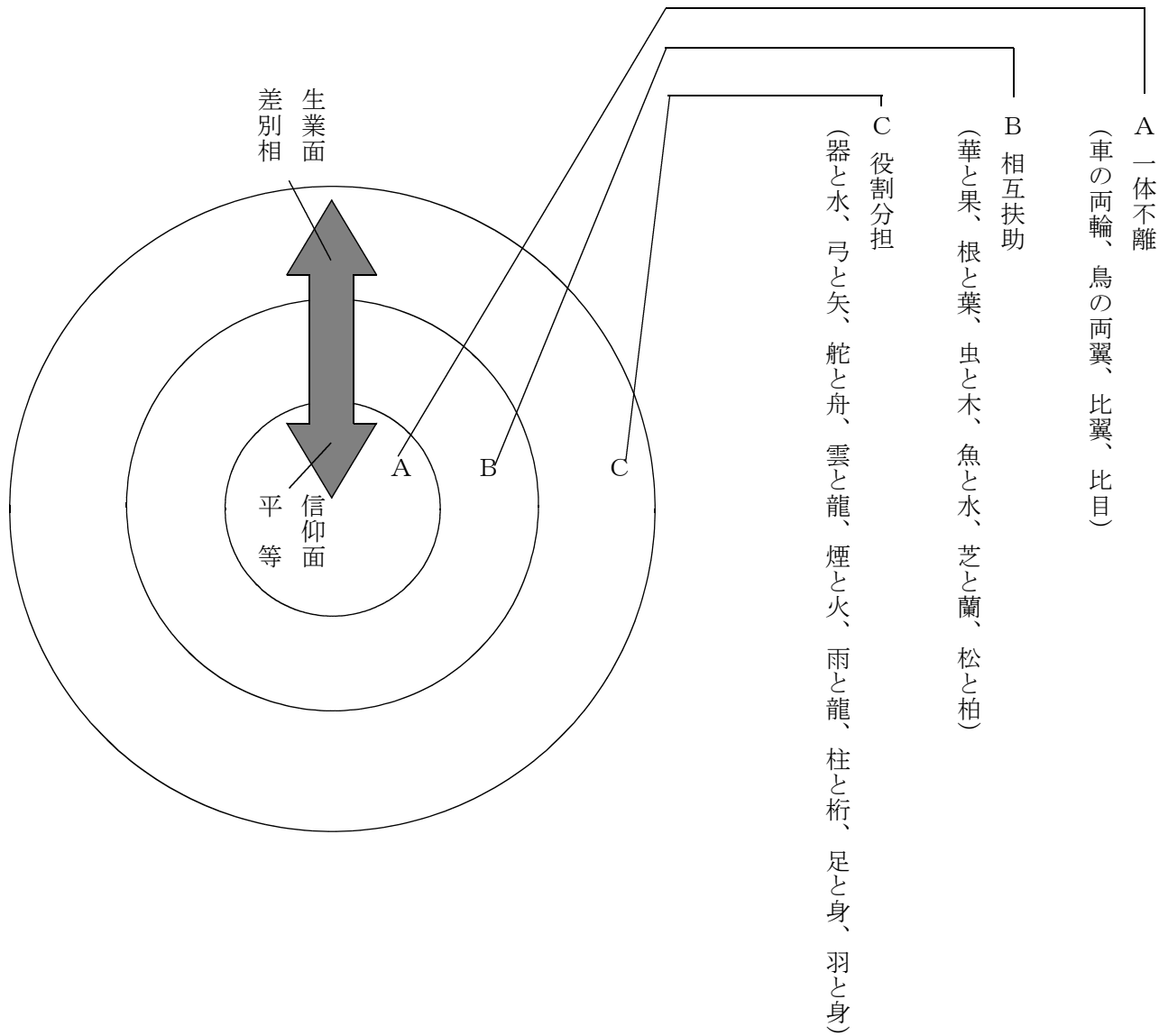
しかし、そうした特別な事例を除いて、原始共同体以来、男女の生業分化は進んできた。その根本的な理由は、男女の肉体的差異である。精神的差異は補完することができても、肉体的差異は埋めることが難しい。すると、男女の生活の場面にも自ずと差異が生じ、より効率性を追求すれば、ひいては生業の役割分担・分業を生ずるのは至極当然のことである。

このほかにも様々な要因が働いて、人類は男女の違いを役割分担・分業というかたちで、うまく活用してきた。重要なのは、男女の生業分化というものは、決して、あるものを不当に他よりも卑下する意味の「差別」ではないということである。それは、純粹なる分別・差異・区別・区分の意味の「差」と「別」なのである¹⁴⁾。

四、むすびにかえて

以上、譬喩にみる日蓮の家族観と題して、特に夫婦に関する説示を中心に考察を試みた。本来であれば、本稿の推論が、日蓮の独創的な解釈によるものなのか、あるいはそうでないのかについて、仏典にみる夫婦観、法然・親鸞・蓮如などの中世仏教者の夫婦観、中世文学にみる夫婦観についても比較・検討の余地があることは言うまでもない。これについては、今後の研究課題としたい。

【譬喩表現にみる日蓮の夫婦観概念図】



註

(1) 高木豊著『日蓮とその門弟』(弘文堂、一九六〇年、一五〇頁)。

(2) 日蓮の門弟教化に関する小考は、高森大乘稿「日蓮聖人の情報網と連絡網―分析と展望―」『仏教学論集(立正大学大学院仏教学研究会)』二四号(二〇〇〇年)、「日蓮の情報網と連絡網―門弟と書簡の往来を分析する―」『印度学仏教学研究』四九卷一号(二〇〇〇年)、「日蓮の情報網と連絡網―日蓮の手紙、日蓮への手紙―」『宗教研究』七四卷四輯(二〇〇一年)、「日蓮の手紙、日蓮への手紙」『渡邊實陽先生古稀記念論文集 日蓮教学教団史論叢』(平楽寺書店、二〇〇三年)等を参照のこと。

(3) 高木豊は、その著書『日蓮とその門弟』(前掲、五一頁)において、弟子と檀越を一括して「門弟」と定義したが、本稿の「門弟」の語義もこれに準ずる。

(4) ここでは父母への報恩に限定。三宝・国主・師匠・一切衆生等への報恩については含まない。

(5) 高島平三郎稿「日蓮聖人の道德観」『大崎学報』五九号(一九二二年)、小林是恭稿「日蓮聖人の道德に就て」『大崎学報』九六号(一九四一年)、川添昭二稿「日蓮の儒教思想に関する二三の問題」『文化史学』一〇号(一九五六年)、戸頃重基稿「鎌倉仏教思想論―親鸞・道元・日蓮の倫理思想的考察―」『北陸史学』五号(一九五六年)、川添昭二稿「日蓮」『講座現代倫理』一卷(一九五九年)、室住一妙稿「日蓮聖人に於ける道德的次元」『棲神』三六号(一九六二年)、上田本昌稿「日蓮聖人の儒教観」『印度学仏教学研究』一卷二号(一九六三年)、星光喻稿「日蓮聖人の報恩観―その形成と四恩を中心にして―」『現代宗教研究』一〇号(一九七六年)、庵谷行亨稿「日蓮聖人の報恩観」『日蓮教団の諸問題』(一九八三年)、原愼定稿「日蓮教学における孝養の宗教的意識」『棲神』六二号(一九九〇年)、釈舎幸紀稿「恩―倫理的アプローチ―親鸞・道元と日蓮とを中心として―」『高田短期大学紀要』一〇号(一九九二年)、庵谷行亨稿「日蓮聖人の倫理観」『法華経の受容と展開(法華経研究XII)』(一九九三年)、北川前肇稿「日蓮の倫理観」『宗教研究』六七巻四輯(一九九四年)、原愼定稿「日蓮教学における不孝の罪について―倫理と宗教の接点をめぐる問題―」『大崎学報』一五〇号(一九九四年)、北川前肇稿「日蓮教学における儒教について」『宗教研究』六九巻四輯(一九九六年)、原愼定稿「日蓮教学における孝養の一考察」『印度学仏教学研究』四五巻一号(一九九六年)、北川前肇稿「日蓮聖人における儒教思想受容の一側面―『孝経』を中心として―」『浅井圓道先生古稀記念論文集 日蓮教学の諸問題』(一九九七年)、三輪是法稿「日蓮にみる倫理思想」『印度学仏教学研究』九五号(一九九九年)、若江賢三稿「仏教の孝思想と封建的孝思想―日蓮における家族倫理観と御書の改竄について―」『東洋哲学研究所紀要』一六号(二〇〇〇年)、奥野本洋稿「日蓮遺文にみる孝養について」『田賀龍彦博士古稀記念 仏教思想仏教史論集』(二〇〇一年)ほか。

(6) 父母・親子などの説示については、涅槃経梵行品の七子の喩え(『定遺』八一五・九九九頁など)や法華経譬喩品の主師親三徳をめぐる様々な説示(『定遺』四四三・五二六頁など)、法華経や釈迦を父母に譬えた説示など、父母・親子そのものが譬説に用いられている事例を考察から省いた。あくまでも、在俗の家族あるいはその人間関係などについて、日蓮がどのような見解を抱いていたかを、遺文中の家族に関する譬喩的表現に視点をあてて検討を試みるものである。なお、涅槃経梵行品の七子の喩えや法華経譬喩品の主師親三徳をめぐる日蓮遺文中の所説については、高森大乘稿「法華七喩と日蓮聖人の末法救済論―三車火宅喩と良医治子喩の解釈を中心に―」『仏教学論集』二三号(立正大学大学院仏教学研究会、一九九九年)を参照のこと。

(7) 「譬喩」の定義ならびに、日蓮遺文中の譬喩研究の方法論については、高森大乘稿「日蓮聖人における葉王品十喩の解釈について」『日蓮教学研究所紀要』二二号(一九九五年)、同「譬喩にみる日蓮聖人の法華経観―法華経および題目五字七字の譬喩的表現を通じて―」『仏教学論集』二二号(立正大学大学院仏教学研究会、一九九七年)、同「法華七喩と日蓮聖人の末法救済論―三車火宅喩と良医治子喩の解釈を中心に―」(前掲)等を参照のこと。

(8) 松森靈運稿「日蓮上人の女性観」『天晴会講演録』第一輯(一九一〇年)、小橋董稿「日蓮聖人の婦人観」『法華』一六巻一二号(一九二九年)、津田欽貞稿「日蓮聖人の女性観」『棲神』一九号(一九三三年)、宮崎海優稿「日蓮聖人の女性観」『棲神』四七号(一九七五)、桑名貫正稿「日蓮聖人の女性観」『日本仏教学会年報』五六号(一九九一年)、桑名貫正稿「日蓮聖人の女人成仏に

ついて(一)―法華經の成仏の文証に関して―『棲神』六四号(一九九二年)、桑名貫正稿「日蓮聖人の女人成仏について(二)―法華經の成仏の文証に関して―」『日蓮教学研究紀要』二〇号(一九九三年)、間宮啓壬稿「日蓮の女人救済論―ジェンダー論的視点から―」『論集』二三号(印度学宗教学会、一九九六年)、間宮啓壬稿「日蓮にみる女性の救済―一念三千の成仏―」『身延論叢』創刊号(一九九六年)、高森大乘稿「譬喩にみる日蓮聖人の動物観(二)―輪廻転生と竜女成仏をめぐって―」『日蓮教学研究紀要』二四号(一九九七年)、石川教張稿「日蓮の女人成仏法門について―法華經提婆品の龍女成仏を中心に―」『大崎学報』一五五号(一九九九年)、渡辺喜勝稿「マンダラ界の住人たち(その一)Ⅱ女人成仏論」『文字マンダラの世界―日蓮の宗教―』(岩田書院、一九九九年)、三輪是法稿「中世日本仏教に見る女人救済の諸相―日蓮を中心にして―」『鎌倉仏教の様相』(吉川弘文館、一九九九年)、石川教張稿「日蓮の法華女人論」『日蓮教学教団史論叢』(平楽寺書店、二〇〇三年)、間宮啓壬稿「日蓮にみる女人救済改稿」『日蓮教学教団史論叢』(平楽寺書店、二〇〇三年) ほか。

(9) 生歿年未詳。乙御前母とも呼ばれる。夫と離別して幼少の乙御前とともに鎌倉に住していた女性信徒。

(10) 生歿年未詳。鎌倉棧敷に住した女性信徒。『弁殿尼御前御書』(『定遺』七五二頁)にみえる弁殿尼と同一人物と考えられているので、日昭の母と推定される。日昭の妻とする説(高木豊)もあるが、『妙一尼御前御消息』で夫の死に関する説示がみえるので、確証はない。また、龍口法難で日蓮に牡丹餅供養をしたと伝えられる棧敷女房と同一人物とも言われるが未詳。佐渡の日蓮のもとへ、下僕の滝王丸を差し向けて給仕させている。『宗祖御遷化記録』において日蓮の葬列に加わり、馬をひいている滝王童と同一人物であれば、日蓮在世中は馬を駆って、日蓮の所在した佐渡や身延と鎌倉との間の伝令役として活躍をした人物とも推察される。

(11) 佐渡国国府近隣に住した檀越。『千日尼御前御返事』の記述から名主級の農民とも推測される。阿仏房夫妻とともに、佐渡配流中の日蓮に給仕した。

(12) 比翼は、『白居易』「長恨歌」(『漢詩大系』一二卷四九頁)などに、比目は、『戦国策』「燕」巻九(『新釈漢文大系』四九巻一二四七頁)などに典拠が認められる。

(13) 生歿年未詳。女性信徒。駿河在住か。病の夫と幼い子供がいる。夫の寿命が長くないと感じて尼となる。古来、窪尼(持妙尼)と住所や境遇が似ているため混同されてきた。

(14) 『日本国語大辞典』(小学館)の「差別」の項によれば、「差別」とは、第一に「差をつけて区別すること。ちがひ。分別。しゃべち」であって、「特に、現代において、あるものを、正当な理由なしに、他よりも低く扱うこと」は第二義となっている。